第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 19 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和８年 11 月４日

第十管区海上保安本部長　星﨑　隆（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　九州農政局 宇城農地整備事業所

（２）住所　熊本県宇城市松橋町松橋 357-1

2　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　付図のとおり

（２）期間　令和８年 11 月５日から令和８年 11 月 13 日まで（うち２日間）

3　水路測量の実施方法

（１）測深　マルチビーム音響測深及び UAV 搭載型グリーンレーザ測距装置を使用する

（２）測位　GNSS による

4　航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）豊川海岸　赤塗りで示す区域

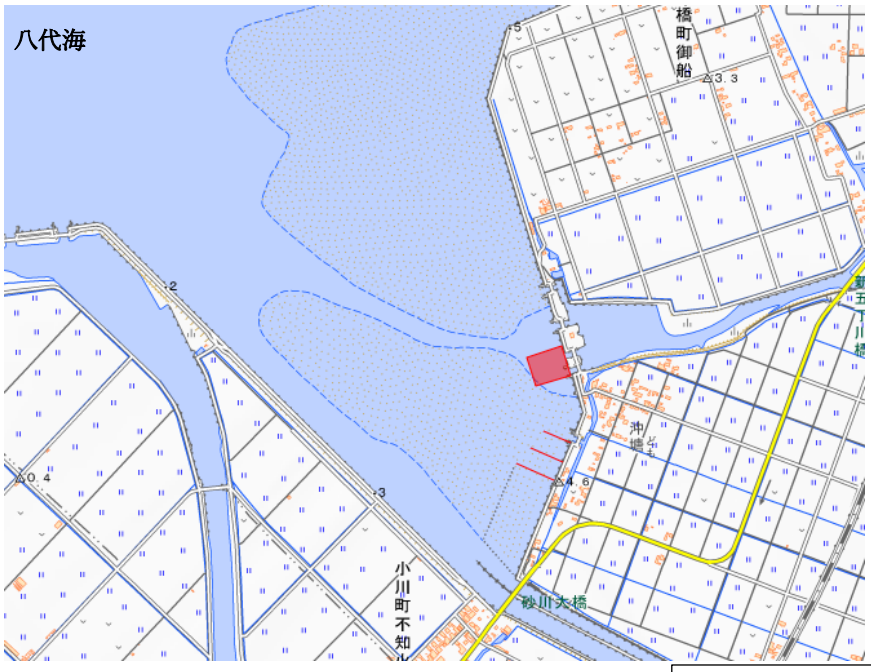

「国土地理院（GSI）」